

独立行政法人国立高等専門学校機構法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人国立高等専門学校機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。（第一条関係）

二 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立高等専門学校機構とすること。（第二条関係）

三 機構の目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、別表の上欄に掲げる高等専門学校（以下「国立高等専門学校」という。）を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とすること。（第三条及び別表関係）

四 事務所

機構は、主たる事務所を東京都に置くこと。（第四条関係）

五 資本金（第五条関係）

1 機構の資本金は、第六の四一により政府から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において又は土地等を出資の目的として、機構に追加して出資することができるものとする。

2 その他資本金について、所要の規定を設けること。

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、役員として、理事六人以内を置くことができるものとする。（第六条関係）

二 理事の職務及び権限等（第七条関係）

1 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理するものとする。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とすること。ただし、理事が置かれていないときは監事とすること。

三 役員任期

理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とすること。（第八条関係）

四 役員欠格条項の特例（第九条関係）

1 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができるものとする。

2 機構の役員解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、所要の読替えを行うこと。

五 役員及び職員秘密保持義務

機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も、同様とすること。（第十条関係）

六 役員及び職員地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。 (第十一条関係)

第三 業務等

一 業務の範囲等

1 機構は、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。 (第十二条第一項関係関係)

- (1) 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。
- (3) 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務を行うこと。

2 1の(1)の国立高等専門学校的位置は、それぞれ別表の下欄に掲げるとおりとすること。(第十二条第二項及び別表関係)

3 国立高等専門学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとする。と。(第十二条第三項関係)

二 積立金の処分

機構の積立金の処分について所要の規定を設けること。(第十三条関係)

第四 雑則

一 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。(第十四条関係)

二 国家公務員宿舍法の適用除外

国家公務員宿舍法の規定は、機構の役員及び職員には適用しないこと。(第十五条関係)

三 他の法令の準用

教育基本法その他政令で定める法令については、機構を国とみなして、これらの法令を準用すること。
(第十六条関係)

第五 罰則

所要の罰則規定を設けること。(第十七条及び第十八条関係)

第六 附則

一 施行期日

この法律は、平成十五年十月一日から施行するものとする。(附則第一条関係)

二 機構の成立

機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定の施行の時に成立するものとする。(附則第二条関係)

三 職員の引継ぎ等

機構の成立の際現に現国立高等専門学校職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとし、職員の引継ぎ等について所要の経過措置を設けること。

(附則第三条から第七条関係)

四 権利義務の承継等

1 機構の成立の際、機構の業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち、一定のものは、機構が承継するものとし、承継される一定の財産の価額の合計額から、承継される一定の負債の価額を差し引いた額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 (附則第八条第一項及び第二項関係)

2 その他権利及び義務の承継等について所要の規定を設けること。

五 現在の国立高等専門学校に関する経過措置

現国立高等専門学校は、機構の成立の時に於いて、それぞれ機構が設置する国立高等専門学校となるものとする。 (附則第十二条及び附則別表関係)

六 その他所要の経過措置を設けること。